

① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等



校門、囲障の例

② 死角の原因となる障害物

③ 駐輪場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性のある箇所等

学校等の施設のみならず、隣接建物などから容易に侵入出来ないように、状況を把握するとともに、囲障などを整備することが重要となる。

④ 防犯カメラ、警報装置（警報ベル、ブザー等）、校内緊急通報システム(注4)、テレビ付きインターホン等の通報装置、警察、警備会社等への非常通報装置等の防犯設備

(注4) 「校内緊急通報システム」とは、廊下等から職員室に緊急事態等を通報するシステムをいう。防犯設備は、その機能を十分に発揮できるように、その使用方法や運営体制について周知徹底することが重要であるし、非常時に適切に使用できるように防犯訓練等を通じて具体的な使用方法や運営体制を確認し、実際に試行することが重要となる。

### 3 安全確保についての校内体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者及び地域のボランティア（以下「保護者等」という。）その他関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

教職員等だけでは対応できないことも考えられ、普段から保護者等との連携体制を整えておくことが重要となる。

① 学校等の内部及び周囲を巡回すること。

保護者等も学校の内部及び周囲を巡回して、状況を把握しておくことが重要となる。



② 教職員等に警報用ブザーを貸与すること。

③ 学校等の開放時においては、安全確保のために必要な人員の配置等の支援体制を整備すること。

学校開放時は、通常時とは違い不特定多数の人が出入りすると考えられるため、それに対応した安全管理体制を整備しておくことが重要となる。

### 4 緊急時に備えた体制の整備

学校等の近隣において児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合（以下「学校近隣緊急時」という。）及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合（以下「学校内緊急時」という。）に備えて危機管理マニュアルの策定に努めるものとする。

また、警察署等関係機関・団体と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。

① 安全管理を徹底するために教職員等に対する指導、研修及び訓練を実施すること。

警察署等の協力を得て、非常時における対応を確実にできるように研修及び訓練を行うことが重要となる。

② 学校等の内外における巡回及び安全確保について警察署に協力依頼すること。

③ 学校近隣緊急時に保護者へ連絡し、情報の収集を行い、登下校の方法を決定すること。

学校近隣緊急時に備えて、保護者への連絡体制や情報収集体制、想定される事態に対応した登下校方法などをマニュアル等で整理しておくことが重要となる。

④ 緊急時における教職員等の連携に基づく校内での監視、侵入阻止及び排除の体制を整備し、児童生徒等への注意喚起及び避難誘導の方法を明確にし、警察署への通報体制を整備すること。

緊急事態が発生した場合の体制等をマニュアル等で整理しておくことが重要となる。